

令和8年度 副首都・大阪プロモーション事業における動画制作等業務委託契約に係る企画競争方式（プロポーザル方式）による選定結果について

1 案件名称

令和8年度 副首都・大阪プロモーション事業における動画制作等業務委託
契約期間 契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

2 優先交渉権者

株式会社 テー・オー・ダブリュー

3 公募期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月23日（火）

4 学識経験者等の意見を聴取する選定会議による審査の結果

（1）選定委員名簿（敬称略・五十音順）

委員氏名	役職等
赤田 健行	中小企業診断士
淡河 州央	HIS 株式会社 映像クリエイター 学校法人コミュニケーションアート OCA 大阪デザイン&テクノロジー専門学校 ネット動画クリエイター専攻 非常勤講師
平本 久美子	公益社団法人日本広報協会 広報アドバイザー

（2）審査基準

審査項目	小項目	審査内容	配点
企画方針及び効果	（1）	募集要項及び仕様書の内容を的確に踏まえた提案がされているか。	20 点
	（2）	事業目的の達成に貢献する効果（主に若年層をターゲットとした副首都・大阪の認知度向上）が期待できるか。	40 点
制作等に係る企画力	（3）	SIPS の I（Identify：確認・知る）を喚起するための工夫について、SNS マーケティングに関する専門性及び動画制作の独創性を有しているか。	10 点
	（4）	副首都・大阪の具体的な魅力が伝わる動画を制作するために必要な技術・構成・演出力を有しているか。	10 点
	（5）	制作した動画を最も効果的に活用できる媒体及び配信面が提案されており、広告配信に関する専門性を有しているか。	10 点
	（6）	広告配信分析及びARの活用について専門性を有しているか。	10 点

実施体制	(7)	・類似業務実績や業務遂行のための人員体制があり、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。 ・妥当な業務スケジュールとなっているか。	10 点
積算の妥当性	(8)	提案内容に対して提案金額の積算が妥当であるか。	10 点
合計			120 点

(3) 審査を行った事業者（五十音順）

株式会社アストラカン

株式会社アドバンクコミュニケーションズ

株式会社 I D E A L

株式会社 SAKAMOTO g r a p h .

株式会社新通

株式会社テー・オー・ダブリュー

株式会社トライアウト

株式会社フェイス

全 8 事業者

(4) 企画提案書による事前審査

①選定委員会の開催日 令和 8 年 6 月 29 日（月）

②審査の結果（選定委員の評価点の合計点（高い順））

審査項目	小項目	A 者	B 者	C 者	D 者	E 者	F 者	G 者	H 者
企画方針及び効果	(1)	53	46	44	50	46	44	43	48
	(2)	92	89	91	86	80	83	76	75
制作等に係る企画力	(3)	25	22	23	21	22	20	19	16
	(4)	22	22	23	21	24	20	20	17
	(5)	23	23	22	21	23	22	20	17
	(6)	23	22	22	20	21	17	18	16
実施体制	(7)	23	24	20	22	21	21	19	20
積算の妥当性	(8)	23	24	22	25	25	26	25	22
合計		284	272	267	266	262	253	240	231

(5) プレゼンテーション審査

上記審査の評価点の合計点数上位5事業者で実施。

①選定委員会の開催日 令和8年7月7日(火)

②審査の結果(選定委員の評価点の合計点(高い順))※事業者番号は再付番

審査項目	小項目	A者	B者	C者	D者	E者
企画方針及び効果	(1)	53	49	47	49	47
	(2)	98	92	92	92	86
制作等に係る企画力	(3)	25	22	21	22	24
	(4)	23	22	21	21	24
	(5)	25	24	25	23	23
	(6)	23	22	22	22	21
実施体制	(7)	25	25	25	24	23
積算の妥当性	(8)	24	24	24	23	24
合計		296	280	277	276	272